

# 平成29年度国の予算編成等に対する提案

## ＜主要事項＞

H28.8.2 兵庫県

人口減少、超高齢化、東京一極集中に伴う地域格差の拡大など我が国が抱える構造的な課題には、地方独自の取組とともに、国において、対症療法的な対策ではなく、地方全体の内発的な発展を促す抜本的な対策が求められます。

もとより本県では、「地域創生の実現」と、その基盤となる「安全安心の確保」を基調に、人口減少と少子高齢化が進む中にあっても活力を維持できる地域づくりに取り組んでいます。

これに合わせて、出生率向上や東京に集中する人や企業の地方分散を具体的に進めるための予算編成や制度整備、規制改革など、地方全体を見据えた国の対策が不可欠です。

このたび、平成29年度当初予算の編成等に向けて、以下の提案を行いますので、国におかれましては、真摯に対応いただけますようお願いします。

## ＜目次＞

ページ

I 地域創生の推進	1
1 子育て環境の充実	1
2 地域の産業力強化	3
3 農林水産業の育成	5
4 地域の魅力創出と交流人口の拡大	7
5 地域創生を促す仕組みづくり	9
II 地域創生の基盤づくり	11
1 防災・減災対策の推進	11
2 双眼型国土形成の推進	14
3 暮らしの安心確保	14
4 教育環境の充実	18
5 環境・エネルギー対策の推進	19
6 交流基盤の整備	22
III 地域自立の基盤づくり	25

## I 地域創生の推進

### 1 子育て環境の充実

#### (1) 幼児教育・保育の無償化の実現【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

新ア) 保育料負担の軽減措置については、28年度から、年収360万円未満相当の世帯について第2子半額、第3子以降無償化が実現したが、所得制限の一層の緩和や第2子以降の完全無償化など、更なる充実を図ること

【参考】本県が国制度に上乗せして実施している多子世帯の保育料軽減措置

[対象世帯] 市町村民税所得割169千円（年収640万円相当）未満の世帯

[補助額（月5千円を超える保育料に対する補助上限）]

第2子 3歳未満4,500円 3歳以上3,000円

第3子 3歳未満5,500円 3歳以上4,000円

※国・県両制度により利用見込児童数に対するカバー率51%→76%

イ) 幼児教育・保育の無償化を国の制度として早期に実現し、必要な経費について財源措置をすること

#### (2) 乳幼児医療費等の公費負担制度の創設【厚生労働省】

ア) 全都道府県が実施し、セーフティネットとして必要不可欠な乳幼児、ひとり親家庭等の医療費の自己負担に対する助成制度を早期に国の制度として実現すること

イ) 医療費の自己負担に対する助成制度が医療費増大の一因と捉え行われている国民健康保険の国庫負担金減額措置を廃止するとともに、地方交付税措置も含めた十分な財政措置を実施すること

【参考】本県の乳幼児医療費等助成の概要

①乳幼児等医療費助成（0歳～小3、対象者数：約373,500人）※全市町で実施

世帯区分	一部負担金		負担割合
	外来	入院	
低所得者（市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下）	1 医療機関等当たり 1日600円（月2回まで）	定率1割 月額2,400円限度	県1/2、 市町1/2
一般（市町村民税所得割税額23.5万円未満（世帯合算）※0歳児は所得制限なし）	1 医療機関等当たり 1日800円（月2回まで）	定率1割 月額3,200円限度	

②こども医療費助成（小4～中3、対象者数：約218,400人）※全市町で実施

世帯区分	一部負担金	公費負担	負担割合
市町村民税所得割税額 23.5万円未満（世帯合算）	定率2割	医療保険における自己負担額の1/3	外来：県1/2、市町1/2 入院：県10/10

#### (3) 「認定こども園」の整備促進【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

ア) 認定こども園の人員配置や設備、運営に関する基準の地方裁量を拡大するとともに、それらの基準に対応できる財源を確保すること

イ) 土地が少ない駅前等での認定こども園の整備を促進するため、園庭の面積と位置（同一又は隣接する敷地に設置）に関する基準を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に緩和すること

#### (4) 保育士の処遇改善等による保育サービスの充実【内閣府、厚生労働省】

- 新ア) 深刻な保育士不足に対応するため、他産業との給与水準の格差（全産業の女性労働者と4万円程度の差）縮小に向け、保育士の更なる処遇改善に取り組むこと  
イ) 保育士配置基準の更なる改善を行い、公定価格の引上げを行うこと

【参考】現行の保育士配置基準

必要保育士数は計算上、四捨五入で算出されることから、例えば、4～5歳児の場合、配置基準は30人に保育士1人であり、計算上は44人まで1人で対応することになり、小学生（児童40人に教員1人）より負担が大きく、配置基準の改善が急務

区分	0歳児	1～2歳児	3歳児	4～5歳児	【参考】小学生
保育士1人当たり児童数	3人	6人	20人	30人	40人

※予算の加配措置により実際には3歳児15人に1人の配置が可能

- ウ) 保育所に看護師を配置した場合に公定価格への加算措置を講じること  
エ) 保育所等の施設整備における市町村負担率（現行1/4）を軽減すること

【参考】保育所等整備交付金の概要

市町村の整備計画等に基づいて行う施設整備に要する経費に充てるため、市町村に交付

※「待機児童解消加速化プラン」対象市町：国1/2、県1/4、市町1/4→国2/3、県1/4、市町1/12

（②神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、豊岡市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、稻美町、太子町）

〔対象事業〕・保育所緊急整備事業 保育所等の創設、増築、増改築

・小規模保育整備事業 小規模保育事業所の創設、増築、増改築

- オ) 保育所や家庭的保育事業等の設備運営基準に関する地方裁量を拡大すること  
例：保育所等では保育室や園庭等の面積について全国一律の最低基準が定められている。

#### (5) 病児保育への支援の拡充【内閣府、厚生労働省】

保育士の確保が困難な地域での病児保育を拡充するため、医療機関に附帯する施設では看護師1名の人員配置でも補助対象とするよう要件を緩和すること

#### (6) 放課後児童対策の充実【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

待機児童の解消に向け、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」を一体的に活用し、すべての児童に開かれた放課後の居場所づくりを円滑に進められるよう以下の措置を講じること

- 放課後児童クラブの受け皿整備の着実な推進
- 両事業の国負担割合（現行1/3→1/2へ）の引上げ
- 放課後児童クラブの長時間開所加算（平日分）の対象拡大（「1日6時間を超え、かつ18時を超えた時間」から「1日5時間を超えた時間」へ）

- 現行では6.7%（60/895箇所）のクラブが活用
- 提案が実現すれば、5時間以上開設しているクラブが46%あるため、開所時間を延長するインセンティブとなり、居場所づくりが促進



- 10人未満の小規模クラブすべての補助対象化
- 賃貸物件で放課後児童クラブを実施する場合の施設改修補助制度の創設

## (7) 働く女性への支援の強化【厚生労働省】

ア) 出産・育児等で一時的に職場を離れる女性が育児休業や短時間勤務制度を利用して継続就業できるよう、代替要員等の賃金補助制度の創設など支援策を充実させること

**【参考】本県が独自に実施している中小企業育児・介護代替要員の確保事業**

代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成

[対象] 従業員総数 300人以下の企業

事業所規模 株式会社等 100人以下の事業所、左記以外 20人以下の事業所

[対象労働者] 同一企業等に引き続き 1 年以上勤務していた者 等

[支給額] 休業コース 代替要員の賃金の1/2 (上限100千円/月、総額上限1,000千円)

(同一事業者で年間 2 人まで)

短時間勤務コース (平成28年度拡充) 休業コースと同じ

[支給実績] H27実績(休業コースのみ) 育児・介護等による休業者113人分 (100事業所)

イ) 出産・育児等で離職した女性の再就職を支援するため、職場復帰研修に対する支援制度の創設など支援策を充実させること

## 2 地域の産業力強化

### (1) 企業立地・投資の促進【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

ア) 企業の地方移転を促すため、県が独自に法人事業税や不動産取得税の税率を引き下げた場合、その減収相当分を財政力に応じて補填する仕組みを導入すること

**【参考】県外からの本社機能移転第1号**

プライミクス(株) (攪拌器製造、従業員数約 200 名)

大阪市福島区→淡路市夢舞台 ※本社、大阪工場、埼玉工場等を集約

プライミクス(株)新社屋



イ) 地方には設備投資に慎重な中小企業が依然多いため、28年度末までとされている「生産性向上設備投資促進税制」を中小企業に対象を絞って継続すること

**【参考】生産性向上設備投資促進税制の概要**

[対象設備(要件)] A : 先端設備 (①最新モデル②生産性向上(年平均1%以上))

B : 生産ラインやプロセッションの改善に資する設備(投資計画における投資利益率が年平均15%以上(中小企業者等は5%以上))

[対象者] 青色申告をしている法人・個人(対象業種や企業規模に制限はない)

[税制措置] 機械装置等の取得価額の特別償却(50%)又は税額控除(4%)の選択制

ウ) 企業立地促進法に基づく支援措置として実施されている、企業立地に伴う市町村の特別な財政需要に対する特別交付税措置を継続すること

### (2) 中小企業の資金調達の円滑化【中小企業庁】

**新** 中小企業のより一層低コストの資金調達を可能にするため、信用保証協会の保証料率を全体に引き下げる。そのために、日本政策金融公庫への信用保険向け政府出資金を増額し、同公庫が保証協会から徴収する保険料を引き下げる。

### (3) ものづくり産業の集積を生かした製品開発力強化【経済産業省】

中小企業等が大学等と連携して行う製品化の可能性の高い研究開発と、その成果の販路開拓への取組を支援する「戦略的基盤技術高度化支援事業」の予算を増額するとともに、地方創生関連の取組を重点的に支援する枠を設けること

#### 【参考】戦略的基盤技術高度化支援事業の概要 (H28国予算：139.7億円)

- ①特定ものづくり基盤技術※を用いて、中小企業の共同体が取り組む製品化につながる可能性の高い研究開発を最長3年間支援

※中小ものづくり高度化法に基づき指定された「特定ものづくり基盤技術」

〔補助上限額〕 1件あたり4,500万円

〔補助率〕 初年度 : 2/3

2年度目：初年度の補助金交付決定額の2/3以内(定額1,000万円以内)

3年度目：初年度の補助金交付決定額の半額以内(定額：750万円以内)

- ②中小企業が、他の事業者及び大学・公設試等と連携して行う革新的なサービスモデルの開発を最長2年間支援

〔補助上限額〕 1件あたり3,000万円

〔補助率〕 初年度 : 2/3

2年度目：初年度の補助金交付決定額の2/3以内(定額1,000万円以内)

### (4) 起業・創業、新事業展開への支援強化【経済産業省】

ア) 地域における起業・創業を促進するため、「創業・第二創業促進補助金」の予算確保など、女性やシニア世代を含めた創業希望者への支援措置を拡充すること

#### 【参考】創業・第二創業促進補助金の概要 (H28国予算：8.5億円)

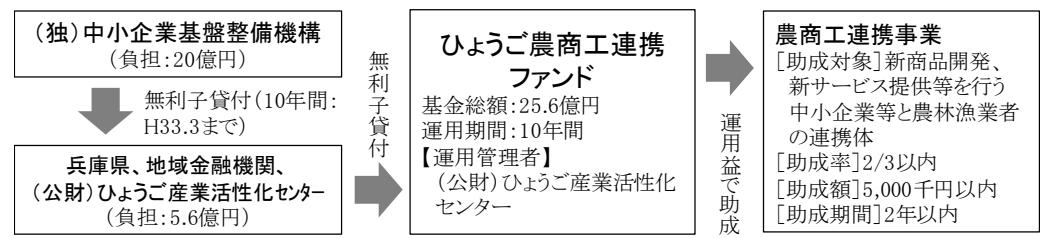
〔対象者〕 創業、第二創業を行う個人事業主、中小企業者、特定非営利活動法人

- ①創業促進補助金…地域で新たな需要を創造する新商品・新サービスを提供する創業を支援  
〔補助率〕 2/3 〔補助金額の範囲〕 100万円以上～200万円以内

- ②第二創業促進補助金…事業承継を契機とした新分野への挑戦を支援、既存事業の廃業も支援  
〔補助率〕 2/3 〔補助金額の範囲〕 100万円以上～1,000万円以内

**新イ) 地域の中小企業者等の新事業展開を支援する「農商工連携型地域中小企業応援ファンド」について、独立行政法人中小企業基盤整備機構から都道府県への無利子融資の貸付期間（10年以内）を延長すること**

#### 【参考】本県における「農商工連携型地域中小企業応援ファンド」の活用例



**新ウ) 航空機、ロボット、先端医療、水素エネルギーなどの先端成長産業について、技術力、人材力、競争力の向上を図るために、地方公共団体と連携し、研究開発の拡充、新たな市場参入につながる支援を強化すること**

### 3 農林水産業の育成

#### (1) 農業施設貸与制度の創設【農林水産省】

新規就農や生産拡大を促進するため、畜産業、林業、水産業と同様に、市町や組合が施設・設備を購入・保有し、利用者に貸与する制度を創設すること

##### 【参考】本県の農業施設貸与事業の概要

[事業主体] 農協、市町等

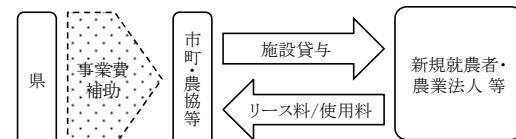
[利用者] 新規就農者、農業法人等

[対象施設] 園芸用ハウス及び附帯設備

[助成内容] 対象施設の整備を県が補助することで利用者が支払うリース料・使用料を軽減

[補助率] 新規就農者向け1/2、農業法人向け1/3（高度な環境制御栽培施設は15/100）

※H27年度実績：68件（内訳：新規就農者37件、法人経営体3件、規模拡大農家28件）

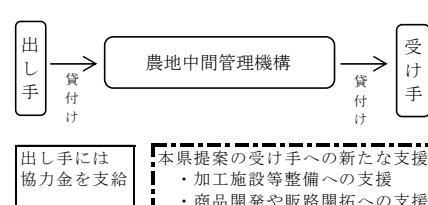


#### (2) 農地中間管理事業の制度充実【農林水産省】

**新**ア) 農地中間管理事業による農地の集積・集約化を本格的に進めるためには、機構集積協力金による農地の出し手への支援のみならず、農地を借り受けた手への支援が必要である。農地を借り受けた手が積極的に営農に取り組めるよう、販路の拡大や6次産業化までをセットで支援する制度を創設すること

##### 【参考】農地中間管理事業の概要

- ・地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある農地を借受け
- ・担い手がまとまりある形で利用できるよう配慮して貸付け



本県提案の受け手への新たな支援例  
・加工施設等整備への支援  
・商品開発や販路開拓への支援 等

イ) 分散・錯綜した農地利用を整理し、担い手へ集約化する農地中間管理事業に地域が積極的に取り組めるよう、農地を貸し出す農地所有者や地域に交付される機構集積協力金及び機構運営に要する予算を全額国庫により十分確保すること

##### 【参考】機構集積協力金及び機構運営に要する予算

[機構集積協力金交付事業(H28国予算：46億円)]

- ・地域集積協力金：機構にまとめた農地を貸し付ける地域への支援
- ・経営転換協力金：経営転換やリタイアする個々の出し手への支援
- ・耕作者集積協力金：農地の集積・集約化に協力する個々の出し手への支援

[農地中間管理機構事業(H28国予算：13億円)]

- ・機構の運営や業務委託に必要な経費の支援

ウ) 区画が不整形で狭小であることや作業負担が大きい長大法面の多い条件不利農地を含めた地域全体の農地の利用集積を進めるため、農地中間管理事業を活用し、条件不利農地を集積して規模拡大を行う担い手を支援する制度を創設すること

##### 【参考】本県が独自に実施する条件不利農地集積奨励事業の概要

[対象者] 農地中間管理機構を通じて農地を借り受けた経営体

[補助内容] 条件不利農地 20,000円/10a ※ほ場整備未整備地

悪条件農地 40,000円/10a

※急傾斜地（1/20以上）の農地、進入路が狭く機械作業が困難な農地等

### (3) 耕作放棄地対策の拡充【農林水産省】

新ア) 農村社会の持続的発展には、増え続ける耕作放棄地への抜本的な対策が不可欠であり、幅広い再生・活用はもとより、所有者から経費を支出させて農地として維持管理させる等、総合的な仕組みを創設すること

イ) 耕作放棄地の再生を図るため、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の対象を農業振興地域の農用地区域内農地から農業振興地域の全農地に拡大し、農地中間管理事業と一体的に運用できるようにすること

**【参考】耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要**

[目的] 耕作放棄地の再生利用の促進

[対象農地] 農業振興地域のうち農用地区域内の耕作放棄地

※農地中間管理事業の対象：農業振興地域の全農地

- ・農業振興地域：経済的社会的条件や自然条件等を踏まえ、総合的に農業の振興が必要な地域
- ・農用地区域：将来にわたり保全すべき10ha以上の集団的農地や整備済みの農地等

[補助率] ①再生作業（5万円/10a、1/2以内等）、土作り・作物導入（2.5万円/10a）

②基盤整備（2.5万円/10a）、施設整備（1/2以内） 等

### (4) 都市農業振興のための生産緑地制度の充実【財務省、農林水産省、国土交通省】

ア) 新鮮な農産物の供給のみならず、防災、景観形成等の多面的機能を有する市街化区域内農地を保全するため、生産緑地に係る基準を以下のとおり緩和すること

- i) 地区指定に必要な面積要件の緩和（現行500m<sup>2</sup>→300m<sup>2</sup>）
- ii) 地区指定の解除要件の改善（既指定地区が面積要件を欠いた場合であっても、自己都合によらなければ指定の継続を可能にすること）

**【参考】いわゆる「道連れ解除」の発生**

複数人で一団の土地を構成している生産緑地地区において、後継者がいない農家等が生産緑地を廃止することに伴い、生産緑地の面積要件を下回ることとなり、地区指定が解除されるケースが発生

イ) 生産緑地の相続税納税猶予について、市民農園として市町等へ賃貸する場合の納税猶予を継続するとともに、農業用施設用地も制度の対象とすること

### (5) 森林・林業に関わる人材育成への支援強化【農林水産省】

新ア) 将来の森林経営を担う意欲を持った人材が県立森林大学校（29年度開設）の研修に安心して専念できるよう「緑の青年就業準備給付金」の予算を確保すること

**【参考】緑の青年就業準備給付金の概要**

[給付額] 最大150万円／年（最大2年間）

[給付要件] ① 研修期間が概ね1年かつ 概ね年間1,200時間以上

② 研修期間を通して林業への就業に必要な技術や知識を習得

※林業就業を給付期間の1.5倍（3年間）の期間継続した場合、返還義務は免除

新イ) 県立森林大学校で実施する研修など林業の担い手の着実な養成を図る意欲的な地方公共団体に対し、普通交付税措置を農業大学校等と同様に講じることに加え、普通交付税措置額を超える部分についての特別交付税措置を充実させること



【参考】兵庫県立森林大学校（平成29年4月1日開設）の概要

[設置目的] 次代の林業を担う人材の養成や森林に関わる人材等を幅広く育成することにより、持続可能な森林経営の展開を図り、もって森林の有する多面的機能の増進及び地域の活性化に寄与

[設置場所] 宍粟市一宮町

[入学資格] 高等学校卒業又は同等程度、40歳以下 [就業年限] 2年 [学年定員] 20名

## (6) 水産業の競争力強化【総務省、財務省、農林水産省】

新ア) 持続可能で収益性の高い操業体制への転換を促進するため、リース方式による漁船の導入等を支援する「水産業競争力強化緊急事業」の予算を確保すること

【参考】水産業競争力強化緊急事業（27補正：225億円）の概要

[事業目的] 水産業の競争力強化を図るため、持続可能な収益性の高い操業体制への転換の取組を支援

[事業内容] ※①は必須。①で策定するプランに基づき②～⑤の事業を実施

①広域浜プラン緊急対策事業：広域浜プランの策定支援

②水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

・浜の担い手漁船リース緊急事業：中核的漁業者へのリース方式による漁船導入支援

・漁船漁業構造改革緊急事業：中核的漁業者への国際水準に合った漁船導入支援

③水産業競争力強化緊急施設整備事業：共同利用施設の新改築支援

④競争力強化型機器等導入緊急対策事業：省力・省コスト化に資する機器導入支援

⑤水産業競争力強化金融支援事業

イ) 経費の3割を占める燃料費を商品価格に転嫁することが困難な状況であることから、農林漁業用A重油（国税：A重油2,800円／kℓ）の石油石炭税の免税措置（28年度末まで）と漁業用軽油の軽油引取税（県税：32,100円／kℓ）の免税措置（29年度末まで）を継続すること

## 4 地域の魅力創出と交流人口の拡大

### (1) 三宮再整備への支援【内閣官房、総務省、財務省、国土交通省】

兵庫の玄関口「三宮」を国際競争力の高い魅力ある街として再生するため、「特定都市再生緊急整備地域」に早急に指定すること



**【参考】特定都市再生緊急整備地域の概要**

都市拠点インフラの重点整備支援や民間都市開発を促進する規制緩和・税制支援の特別措置  
(東京都心・臨海地域、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域など全国12地域が既指定)

[特定地域で上乗せされる措置]

- (1) 國際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業、國際競争拠点都市整備事業
- (2) 税制支援(一般→特定) ※税制優遇は28年度末までの措置
  - ①所得税・法人税：5年間 3割増償却 → 5割増償却
  - ②登録免許税：(本則4/1,000) 3.5/1,000 → 2/1,000
  - ③不動産取得税：課税標準を都道府県が条例で定める割合に軽減(参酌基準4/5(1/2))
  - ④固定資本税・都市計画税：5年間軽減 課税標準を市町村が条例で定める割合に軽減(参酌基準3/5(1/2))

**(2) 国立公園六甲山の活性化【環境省】**

**新** 都市に近接し関西屈指の避暑地である瀬戸内海国立公園六甲地域の活性化を図るため、遊休施設の活用を図りつつ、豊かな自然や魅力的な夜景など高いポテンシャルを活かした取組が展開できるよう、以下の措置を講じること



六甲山（日本三大夜景）

i ) 国立公園満喫プロジェクトの全国展開に向けた支援

**【参考】国立公園の活性化の取組の概要**

- ・国は28年度から、国立公園を「世界の旅行者が長期滞在したいと憧れる」ナショナルパークとしてブランド化する「国立公園満喫プロジェクト」に着手
- ・28年度、まず8箇所の国立公園をモデルに、インバウンド受入環境整備、上質感の創出、海外への情報発信強化等を集中実施し、2020年に向け全公園へ展開する計画

ii ) 国立公園特別地域内に多数の遊休施設が存在することから、その利活用に向けた規制緩和や新たな利活用促進策の検討

**【参考】六甲山における企業保養所等の現況（平成27年 本県調べ）**

営業中（※1）	閉鎖	転用（※2）	撤去済	計
70件 (30.0%)	81件 (34.8%)	71件 (30.5%)	11件 (4.7%)	233件

(※1) 営業施設数の推移 平成6年：226件 → 平成15年：135件 → 平成27年：70件

(※2) 「転用」のうち72%が個人宅への転用、その他は事務所、宿泊施設等への転用

iii ) 国立公園第2種特別地域における高さ13m以下並びに建築面積2,000m<sup>2</sup>以下などの行為許可基準の見直し

iv ) 行為許可基準（第2種地域）の特例設定など大臣権限の県知事への移譲

**(3) 観光人材確保対策の推進【法務省、外務省、厚生労働省、観光庁】**

**新** 急増する訪日外国人観光客に日本らしい“おもてなし”が提供できるよう、ホテル・旅館等をはじめ観光産業の人材確保について、以下の措置を講じること

- i ) ワーキングホリデーや技能実習制度の期間延長など旅館等での外国人就労を促すための制度整備を行うこと
- ii ) 地域が実施する人材確保対策（旅館等への就職を促進するセミナーの開催等）や就労環境改善（保育所整備等）への支援制度を創設すること

#### (4) 訪日外国人旅行者の増加に伴う民泊の拡大への適切な対応【厚生労働省、観光庁】

- ア) 民泊利用者の増加に対応するため、公衆衛生、近隣の居住者の不安解消、旅行者の安全確保の観点から、不適切な民泊サービスへの対策を早期に実施すること  
イ) 近隣住民への迷惑行為防止の観点から民泊仲介事業者の責任を法制化すること

【参考】本県が策定した「民泊サービス」における迷惑行為の防止等に関する指導要領の概要

- ・旅館業法で定める「簡易宿所」の枠組みを活用し、法に基づく許可取得を促進させるための旅館業法施行令の一部改正（平成28年4月施行）については、騒音や廃棄物の処理方法など近隣住民に対する迷惑行為を防止する措置への対応とはなっていない。
- ・本県では、今回の改正で緩和された面積要件により許可申請を行う者への対応として、宿泊者が周辺住民に迷惑をかける行為を防止するため、「民泊サービス」を行う者が講ずべき措置等を定める指導要領を策定（平成28年5月1日施行）

※国では、厚生労働省の「民泊サービス」のあり方に関する検討会最終報告書（平成28年6月20日公表）等を踏まえ、民泊サービスの制度設計について引き続き検討が行われている。

#### (5) UJIターン拡大への公営住宅の活用【国土交通省】

- 新 UJIターン希望者の「お試し居住」に活用する場合には、活用期間（現行：原則1年以内）を事業主体の判断で弾力的に設定することができるよう、公営住宅の活用要件を緩和すること

### 5 地域創生を促す仕組みづくり

#### (1) 東京一極集中の是正に向けた積極的な取組の推進【内閣官房、内閣府】

東京圏への人口集中が逆に拡大している現状を踏まえ、地域創生の取組への支援を強化するとともに、国として効果的に地域創生を進める仕組みを整備すること

#### (2) 政府機関の地方移転の積極的な実行【内閣官房、文部科学省】

- 新ア) 政府関係機関移転基本方針（H28.3）で決定した理化学研究所の「科学技術ハブ推進本部関西拠点（仮称）」の神戸への設置を着実に実施すること  
新イ) 政府主体による各省庁の地方移転に関する社会実験について、オフィス環境、住環境、交通インフラ等が充実している兵庫県で速やかに実施すること

【参考】政府関係機関移転基本方針（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）抜粋

##### I. 研究機関・研修機関等の地方移転について

対象機関	移転の概要	移転の内容
(独)理化学研究所 (理研)	産学連携体制の強化のための連携拠点の設置	理研関西地区の研究センターや神戸事業所研究支援部等が、地元自治体、関西地区の大学や企業との連携を推進するための「科学技術ハブ推進本部関西拠点（仮称）」を設置する（平成28年度中に設置予定）。 これにより、リサーチンプレックス推進プログラムを円滑に進めるとともに、関西広域での産学連携、イノベーション創出を進める。

##### II. 中央省庁の地方移転について

##### 2. 国の機関としての機能発揮の検証（社会実験）

…国の機関における業務について、…テレビ会議やテレワークその他最新のICT等も活用した実証実験に政府全体で取り組む。

…この先行的実施の状況を見つつ、各省庁も参加して試行することとし、新しい時代にふさわしい国家組織のあり方や行政改革、働き方改革について検討し、成案を得る。

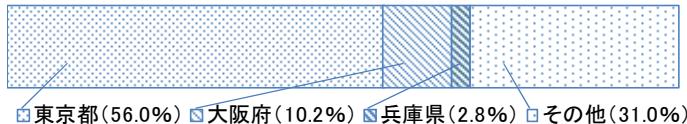
## (2) 人と企業の地方移転を促進する税制の創設【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

### ①地域別法人税率の設定

東京から地方への人口移動をさらに促進するため、地方拠点強化税制に加えて、法人税について東京圏、その他の都市圏、多自然地域で異なる税率を適用する地域別税率制度を導入すること

<大企業本社の所在地シェア (2014年) >

(資本金50億円以上)



<法人県民税・事業税の税率比較 (超過税率含む) >

区分	兵庫県	東京都
法人県(都)民税	4.0%	4.2%
法人事業税	標準税率の1.05倍	標準税率の1.05倍

### ②地方への人の移動を促す個人住民税地域別課税制度の導入

都市から農村への人の移動を促すため、個人住民税の税率や課税方式について、全国一律ではなく、大都市ほど負担を重く、農村部ほど軽くする地域別課税制度の導入を検討すること

#### 【参考】個人住民税の均等割見直し(H16)

人口に応じて税額が3段階あった市町村民税の均等割の額が、人口50万人以上の市だけに適用されてきた3,000円に一本化された。

	H15まで	H16改正
人口50万以上の市	3,000円	
人口5万以上50万未満の市	2,500円	3,000円
その他の市及び町村	2,000円	

### ③地方税の減額課税等を実施した場合の減収補填措置の創設

人と企業の地方への移転を促進するため地方公共団体が独自に住民税や事業税等の税率を引下げた場合の減収相当分について、財政力に応じ補填を行う仕組みを導入すること

## (3) 地域創生を総合的に支援する地方債の創設【総務省、財務省、文化庁、文部科学省】

地域創生の実現に向けた快適なまちづくりなどを戦略的に推進するため、客観的かつ公平な基準等に基づく交付税措置のある地方債を創設すること

## (4) 地域おこし協力隊への支援強化【内閣官房、総務省】

ア) 地域創生の担い手となる「地域おこし協力隊」の募集・活動経費が特別交付税措置される対象地域を全ての市町とし、その財政力指数に応じた財政支援を講ずること（現行：過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域を有する市町に限定）

【対象外となっている本県市町の例】 本県の「地域再生大作戦」に取り組んでいる市町  
相生市、赤穂市、西脇市、加西市、加東市、たつの市、福崎町、太子町、上郡町  
※県内隊員数112名（今後採用予定含む） うち4名は特交措置対象外の加西市が採用

イ) 隊員が起業する場合の経費に対する特別交付税措置について支援額の上限（現行100万円）を引上げるとともに、支援期間（現行1年間）を複数年化すること

## II 地域創生の基盤づくり

### 1 防災・減災対策の推進

#### (1) 熊本地震の検証と防災・減災対策への反映【内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省】

新 平成28年熊本地震により明らかになった諸課題を早期に検証し、その結果をもとに、国の防災基本計画の見直しをはじめ防災・減災対策の充実を図ること

##### 【参考】平成28年熊本地震の経験と教訓を踏まえた検討すべき課題例

- 物資の滞留（集積場から避難所への配送体制、配送業者との連携）
- 避難所の運営（避難者の自主的運営、トイレ対策）
- 要援護者への支援（個別支援プランの策定支援、福祉避難所の円滑な開設）
- 車中泊対策（車中泊の早期解消方策、エコノミークラス症候群の防止対策）
- ボランティアとの連携（ボランティアセンターの早期開設、受入体制の確保）
- 建築物の安全対策（震度7クラスの連続地震や余震による2次被害の防止）

#### (2) 南海トラフ地震に備えた津波防災インフラの整備【農林水産省、国土交通省】

ア) 重点整備地区における防潮堤の沈下対策・基礎部補強対策、防潮水門の整備・耐震化等の津波対策を着実に推進できるよう予算総額を確保すること

新イ) 集中的に実施する必要のある緊急対策に対し、  
全国防災事業（27年度で終了）と同等の補助制度を創設するとともに、地方負担の軽減のため、  
全国防災事業債（充当率100%、交付税措置率80%）と同等の財政措置を創設すること



<南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム (H27.6) > 計画期間：H26～35年度



##### <重点整備地区の設定>

レベル2津波等により甚大な浸水被害が想定される7地区を「重点整備地区」に設定  
全ての津波対策を概ね10年間で完了予定

重点整備地区	
	福良港
淡路地域	阿万港
	沼島漁港
	洲本地区
尼崎西宮芦屋港(尼崎地区)	
同(鳴尾地区)	
同(西宮・今津地区)	

##### <津波防災インフラ整備計画>

事業内容	概算事業費	うち緊急対策
レベル1津波対策(津波の越流を防ぐ)  津波防御対策	257	154
防潮堤等の高さの確保	122	104
防潮堤等の健全性の保持	115	46
陸閘等の迅速・確実な閉鎖	20	4
避難支援対策	3	0
レベル2津波対策(浸水被害を軽減する)  既存施設強化対策	337	210
防潮堤等の越流・引波対策	67	34
防潮堤等の沈下対策	240	169
防潮水門の耐震対策	30	8
津波被害軽減対策	25	18
防潮水門の下流への移設	25	18
排水機場の耐水化		
合計	約620	約380

### (3) 緊急防災・減災事業債の期間延長と対象拡大【総務省】

**新**ア) 公共施設等の耐震化を促進する緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税参入率70%）について、計画的な整備を推進するため、28年度末までとなっている制度の期間を延長すること

イ) 砂防・治山・河川等の整備事業、道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去、耐震化に資する公共施設の建替等にも活用できるよう対象事業を拡大すること

### (4) 建築物の耐震化の推進【財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

ア) 耐震診断が義務付けられた大規模多数利用建築物の耐震化が円滑に進むよう、予算を確保するとともに、補助率（現行1/3等）の更なる嵩上げを行うこと

イ) 大規模なホテル・旅館等の耐震改修を促進するため、下記の措置を講じること

i ) 工事休業中の雇用維持に対する雇用調整助成金同様の助成制度の創設

【参考】本県が独自に実施している旅館等雇用対策貸付（H28.7.11～）

〔対象者〕①兵庫県内で旅館業（旅館及びホテル）を営む中小企業者 かつ

②耐震改修促進法に基づく多数利用建築物として旅館等の耐震改修を行う者

〔資金使途〕運転資金（耐震改修中の休業期間に対応する従業員への賃金支払い費用に限る。）

〔融資限度額〕2億円 〔融資期間〕7年以内（うち据置期間1年以内） 〔融資利率〕年0.15%

ii ) 改修された建築物に対する特別償却（現行25%）の拡充

ウ) 避難所指定されている中小規模の建築物について、補助率（現行1/3）の更なる嵩上げを行うこと

### (5) 総合的な治水対策の推進

#### ①山地防災・土砂災害対策の推進【国土交通省、農林水産省】

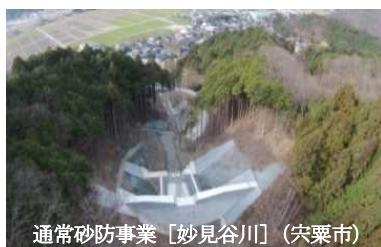
ア) 治山ダムや砂防えん堤の整備など、緊急性の高い箇所の対策を推進できるよう治山事業、砂防関係事業の予算を確保すること

<本県の第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画（H26～30）>

区分	整備目標(着手箇所数)			
	砂防事業	治山事業	緊急防災林	合計
①人家等保全	280	350	—	630
②流木・土砂流出防止	—	194	—	194
③災害に強い森づくり	—	—	165	165
④災害対応	28	36	—	64
合計	308	580	165	1,053

要対策箇所約11,000箇所（砂防約8,000箇所、治山約3,000箇所）のうち、災害発生時に人家への影響が大きいなど緊急性の高い箇所の整備を重点的に推進

<砂防えん堰の施設効果（丹波市市島町H26.8豪雨災害時）>



イ) 治山ダムや砂防えん堤等の既存施設の老朽化対策の予算を確保すること

新ウ) 土砂災害により著しい危害が生じる恐れのある土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転又は改修に係る補助率の更なる嵩上げを行うこと

【参考】本県が実施している土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転又は改修補助

移転支援（除却：平成28年度拡充）

[実施主体] 市町 [対象経費] 住宅の移転経費 [補助対象限度額] 2,000千円

[補助率] 2/3 (国40万円上限)

改修支援（平成28年度新規）

[実施主体] 市町 [対象経費] 住宅の改修経費 [補助対象限度額] 3,300千円

[補助率] 1/3 (国11.5%上限)

※いざれも国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用

## ②都市部の河川の防災対策の推進【国土交通省】

新 武庫川や市川など、人口や資産が高度に集積し、ひとたび破堤すると大きな被害が生じる都市部の河川の事前予防対策を加速させるため、防災・安全交付金の重点配分を行う事業メニューに想定氾濫人口を重視した事業を加えること

【参考】防災・安全交付金の配分の考え方の例

- ・最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練を実施する市区町村で実施する事業
- ・人口・資産が集中する地域等において河川整備計画目標相当の洪水を安全に流下させるために整備する遊水池や放水路等の抜本的な治水安全度の向上に資する事業（対象施設は遊水池、放水路及び地下調節池とし、社会資本整備交付金総合計画の事業期間内に完成する見込みがあるもの）

## ③水防法改正に伴う浸水想定区域見直しへの対応【国土交通省】

水防法改正に伴う新たな浸水想定区域図の作成（想定し得る最大規模の降雨を前提）が、改修中ではない河川においても促進されるよう予算措置を行うこと

## ④ため池改修等の推進【農林水産省】

整備が必要なため池が多数に及ぶため、調査や改修に係る予算を確保するとともに、国庫補助率の引上げなど財政措置を充実させること



<本県のため池整備5箇年計画（H27～31）>

区分	要整備箇所数 (見込み)	うち重点整備 箇所数
水害対策	全面改修	650
	部分改修	160
地震対策	490	180
計	1,300	380

本県には全国最多の約3万8千箇所のため池が存在し、その多くが老朽化。受益農地0.5ha以上のため池約1万箇所の点検調査の結果明らかになった要整備箇所1,300箇所（見込み）のうち、特に緊急性の高い380箇所を5箇年で重点整備する。

## 2 双眼型国土形成の推進

### (1) 防災庁（仮称）の創設【内閣官房、内閣府】

- ア) 巨大災害への対応力強化と、災害対応における世界への貢献を一層推進するため、防災から復興まで一連の災害対策を担う防災庁（仮称）を創設すること
- イ) 首都機能のバックアップと国土のリダンダンシー確保の観点から、防災庁（仮称）の拠点は複数設置するものとし、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること

#### 【参考】「我が国の防災・減災体制のあり方に関する懇話会」(H28.7～)の概要

[趣 旨] 熊本地震に対する国・自治体の対応を検証しつつ我が国の防災・減災体制のあり方に 対して意見を得るため懇話会を設置（座長：河田恵昭人と防災未来センター長）  
[設置者] 関西広域連合  
[内 容] ①大規模災害への我が国の対策・対応にかかる課題の抽出②我が国の防災・減災体制 のあり方（防災庁（仮称）の必要性）③防災庁（仮称）に求められる機能の検討  
[日 程] 平成28年7月 懇話会設置、第1回会合（計4回程度）  
平成29年3月 懇話会意見を踏まえ、報告書とりまとめ

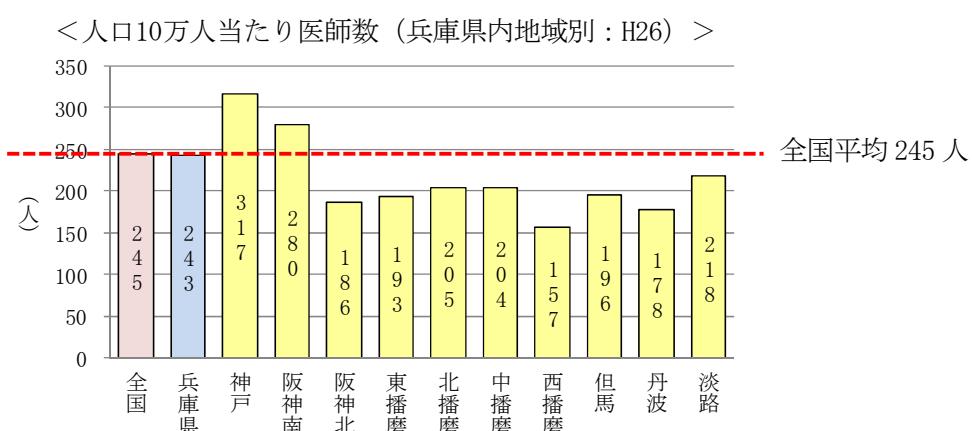
### (2) 国土の骨格をなす基幹的交通インフラの整備【内閣官房、国土交通省】

- 国土のリダンダンシー（多重性）確保のため、下記の整備を着実に推進すること
- i ) 関西都市圏・日本海国土軸の高速道路網の整備
  - ii ) リニア中央新幹線、北陸新幹線、山陰新幹線の整備

## 3 暮らしの安心確保

### (1) 医師の偏在を是正する仕組みの構築【文部科学省、厚生労働省】

- へき地や産科・小児科等における医師不足解消に向け、都道府県毎の地域事情 を踏まえ、医師の適正配置がなされる仕組みを構築すること
- i ) 地域枠など医学部入学定員増員にかかる緊急臨時の措置の恒久化
  - ii ) 診療科偏在対策のための診療科別の定数管理制度などの導入
  - iii) 県の指定するへき地医療機関で勤務しながら、基本領域の専門医資格を取 得できるなど、医師不足地域で勤務する医師の増加につながる制度の構築



## (2) 国民健康保険の都道府県単位化への対応【厚生労働省】

ア) 平成30年度からの新制度の円滑な実施に向け、具体的な運営方法等について市町との協議を迅速に進める必要があるため、新たな国保会計の仕組みなど未だ示されていない制度の詳細を早急に提示すること

### <国民健康保険の問題点>

- ・年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ・年金生活者や非正規雇用者が多いため、所得水準が低く、保険料負担が重い

⇒ 赤字が恒常化  
H26実績で約3,600億円  
(兵庫県では約74億円)

### <都道府県単位化の課題>

- ・上記の課題を放置して、単に都道府県単位化（広域化）を進めても赤字の増嵩は続く
- ・具体的な財政支援策や制度運用の具体策が示されていない
- ・医療保険制度の一本化への道筋が示されていない

イ) 消費税率引上げの再延期の方針が示されたが、30年度から予定されている国保への3,400億円の財政支援の拡充は確実に措置すること。また、都道府県ごとの財政支援規模を早期に明らかにするとともに、安定した運営が可能となるよう財政基盤の確立を図ること

### 【参考】国の3,400億円の財政支援の概要

[H27から実施] (毎年約1,700億円)

- ・低所得者対策の強化

[H30から実施] (毎年約1,700億円) ※H27分に加えて実施 (あわせて3,400億円)

- ・財政調整機能の強化（財政調整交付金の実質的増額）
- ・自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応
- ・保険者努力支援制度（医療費の適正化に向けた取組等に対する支援）
- ・財政リスクの分散・軽減方策（財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等） 等

ウ) 新たな財政基盤強化策は、子育て世帯の負担軽減のための高校生以下の子どもの均等割保険料の廃止など地方からの提案を踏まえて決定すること

## (3) 国を保険者とする各種医療保険制度の一本化等【厚生労働省】

将来にわたり国民皆保険制度を安定的に維持していくため、分立する医療保険制度を一本化し、制度設計と財源確保の責任、権限を持つ国を保険者とすること

### <分立する医療保険制度>

区分	加入者	加入者数 (万人)	加入者一人当たり				公費負担
			平均年齢 (歳)	平均所得 (万円) ①	平均保険料 (万円) ②	比率 (%) ②/①	
市町村国保	75歳未満の職域保険に属さない人	3,466	50.4	83	8.3	10.0	給付費等の50%
協会けんぽ	中小企業の従業員とその被扶養者	3,510	36.4	137	10.5	7.7	給付費等の16.4%
健保組合	大企業の従業員とその被扶養者	2,935	34.3	200	10.6	5.3	後期高齢者支援金等の負担が重い保険者等へ補助
共済組合	公務員などとその被扶養者	900	33.3	230	12.6	5.5	—

#### (4) 高齢者の介護体制の充実【厚生労働省】

##### ①介護保険制度の見直し

ア) 介護保険料について、負担の公平化を図るため、現在の個人単位から世帯単位での算定に変更すること

<介護保険料を個人単位で賦課することに伴う問題点>

- ・世帯収入の合計の多寡と介護保険料の負担合計の多寡が逆転する「逆転現象」が発生

イ) 居宅介護サービスの補足給付の対象外であるため、低所得者は利用できなくなっている認知症対応型共同生活介護を補足給付の対象にすること

<補足給付の対象外となっていることに伴う問題点>

- ・低所得者が認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を利用したくても、家賃や食事代が必要となり事実上利用が困難なことから、特養が低所得者在宅生活が困難な認知症高齢者の唯一の受け皿となっている。

[補足給付とは] 低所得者が施設サービス及び短期入所サービスを利用するにあたり、居住費及び食費について、所得に応じた負担限度額を設定し、基準額との差額を支給（平成17年の制度改正により、介護保険3施設（ショートステイを含む）の居住費・食費を保険給付の対象外とした際、低所得の施設入所者に配慮するため、福祉的、経過的な性格を持つ給付として創設）

##### ②在宅介護・生活支援サービス等の充実

地域における24時間見守り体制の確立に向け、定期巡回・随時対応サービス（介護分・看護分）への事業者の参入を促進するため、以下の措置を講じること

- 事業者の参入が促進される水準への報酬の引上げ
- 看護分に係る単独の訪問看護サービスとの報酬単価差の解消あるいは縮小
- 特養等による定期巡回・随時対応サービス実施を促進する仕組みの構築
- 集合住宅への減算措置の緩和

<今後の本県の高齢者人口の推移（単位：千人）>



##### 2025年問題

団塊の世代が75歳以上になる2025年頃に介護・医療費等社会保障費が急増する問題

本県は2025年に特別養護老人ホーム約1万3千人分の不足を見込む。  
⇒対応策 ①特養の整備 約8千人分  
②在宅サービスの充実 約5千人分

##### ③介護職員の待遇改善

介護人材の確保に向け、他産業との給与水準の格差縮小に向けた待遇改善加算制度の拡充など、介護職員の待遇改善に継続して取組むこと

## (5) 障害者の安心確保【厚生労働省】

### ①就労定着支援の充実

**新** 在職障害者の増加に伴い、就労継続・定着のための生活支援ニーズが一層多様化、増大する傾向にあることから、障害者総合支援法改正（H28.5）により創設されることとなった就労定着支援サービス（企業・家族との連絡調整や生活支援等）の詳細を早急に示すとともに、職場定着支援策を更に拡充すること

#### 【参考】就労定着支援サービスの概要

[対象者] 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

[支援内容] 企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理等の課題を把握し、その解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等を支援

### ②精神障害者に対する支援体制の充実

**新**ア) 措置入院者等の重篤な精神障害により入院した患者について、医療観察法に準じた医師、看護師、臨床心理技術者、精神保健福祉士等の多職種チームによる支援を行う体制を構築し、財源支援を行うこと

**新**イ) 精神障害者の地域移行・地域定着を推進するため、当事者と同様の経験を持つピアソポーターの雇用促進と安定雇用を図るための制度を構築すること

## (6) 子どもの貧困対策の強化【厚生労働省】

### ①教育扶助の充実

保護受給世帯の子どもの高校進学を支援し、貧困の連鎖を防止するため、高等学校等就学費を教育扶助に位置づけるとともに、高校進学のための学習塾に通えるよう教育扶助の学習支援費を増額すること

### ②学習支援等を行う民間団体の育成

子どもの学習支援や子ども食堂の運営など、生活困窮世帯の子どもに対して、生活習慣獲得への支援、進学への意欲助長、高校進学後の就学フォロー等の活動を行うNPO等の民間団体を支援する制度を創設すること

## (7) 児童虐待防止への取組の充実【総務省、厚生労働省】

ア) 切れ目のない対策が講じられるよう児童相談所の体制を強化するため、虐待を行った親やハイリスク家庭への指導、専門診断に対応する専門職員（児童心理司等）の配置基準を設定するとともに、必要な財政措置を行うこと

イ) 児童家庭相談の一義的な対応を担う市町と児童相談所との役割分担を明確化するとともに、市町の対応力強化に向け、専門職員の配置基準を設定し、必要な財政措置を行うほか、中核市においては児童相談所設置を義務化すること

## 4 教育環境の充実

### (1) 県費負担教職員制度に係る権限移譲への適切な対応【総務省、文部科学省】

- ア) 指定都市への県費負担教職員の定数等に関する権限移譲により学校現場に支障が生じないよう、加配定数について現状の配置が維持できるよう配分すること
- イ) 指定都市への個人住民税所得割2%の税源移譲に伴う地方財政措置については、税源移譲前後の財政中立を確保し、道府県が不利にならないようにすること

### (2) 教職員定数改善計画の策定・実施【文部科学省】

24年度に小学校2年生の35人学級編制に対する加配措置が行われて以降、定数改善が行われていない。小学校3年生以降についても、学年や習熟状況に応じ、少人数学習によるきめ細やかな指導が行えるよう、35人学級編制の早期実現に向けた定数改善計画の早期策定と、着実な定数改善を実施すること

＜本県の小学校の学級編制＞

学年	国基準	本県の学級編制	
1年生	35人(※1)		全校で35人学級編制
2年生		35人	
3年生			研究指定校で35人学級編制
4年生	40人(※2)		
5年生		40人	兵庫型教科担任制 (教科担任+少人数学習)
6年生			

※1:1年生の35人学級編制は法定措置

※2:2年生は加配措置により35人学級編制(H24年度～)

本県では、H13 年度より児童生徒の成長発達段階や教科等の特性に応じて柔軟に少人数学習集団の編成等を行う「新学習システム」を推進し、担当教員の配置を行っている。

### (3) 教職員加配定数の改善【財務省、文部科学省】

加配定数は、いじめ・不登校等の特別な事情に対応する措置であることから、状況に応じた的確な指導が行えるよう更なる充実を図ること。

なお、政策的に措置する加配定数については、基礎定数化は行わないこと

#### 【参考】財政制度等審議会建議（H28.5.18）の内容

- ・現在加配定数とされているもののうち、学校数やクラス数、児童生徒数等に連動し、全国一律で実施する政策に必要な定数は、基礎定数化を検討
- ・個別事情に応じて政策的に措置すべき定数については、費用対効果やクラス・児童生徒当たりの適正数についての知見を積み重ねることが必要

### (4) 私立学校教育の充実【文部科学省】

私立学校教育の一層の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るための制度である私立高等学校等経常費助成費補助金について、地方追加負担が生じないよう、当初示した予算単価及び補助率どおりに交付すること

### (5) 公立大学法人が設置する附属学校に係る財源措置【総務省、文部科学省】

- 新** 公立大学法人が附属学校を一体的に運営する財源を確保するため、大学附属学校の人文費、運営費、施設整備費について、教育委員会が所管する公立学校に対して措置される国庫補助及び地方交付税に相当する額を国が財源措置すること

## (6) いじめ等の問題行動の対応への支援の充実【内閣府、文部科学省】

多様な専門性を持つスタッフの配置によりチームとして学校の教育力を最大化するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置義務を明確化した上で増員を図るとともに、それに伴う財政措置制度を確立すること

## (7) 高校生の修学支援制度の充実【総務省、文部科学省】

- ア) 授業料負担の軽減措置である高等学校等就学支援金について、低所得世帯への支給額引上げなど充実を図ること

<本県の私立学校の授業料軽減>

保護者の 所得区分	受給額	
	区分	県内高校1年生
生活保護世帯 年収2,500千円 未満程度	県加算	82,000
	国	297,000
	合計	379,000
年収3,500千円	(拡)県加算	82,000(+42,000)
	国	237,600
	合計	319,600
年収5,900千円	(新)県加算	21,000(+21,000)
	国	178,200
	合計	199,200
年収9,100千円 未満程度	県加算	0
	国	118,800
	合計	118,800

本県では、私立高校について、28年度から国の就学支援金制度への単独加算を拡充（低所得世帯に重点化した経済的負担の軽減）

- イ) 授業料以外の教育費負担の軽減措置である高等学校等奨学給付金の財源については、他の教育予算を削減することなく、全額国庫負担とすること

- 新ウ) 教育費負担の軽減のため都道府県が実施する給付型奨学金もしくは貸与型奨学金に係る返還免除措置に必要な財源を措置すること

## (8) 大学生の修学支援制度の充実【総務省、文部科学省】

- 新ア) 貸与型奨学金について、一定の安定した収入を得られるようになってから返済を開始するなど、利用しやすい奨学金制度となるよう返済方法を見直すこと

- 新イ) 低所得世帯の学生の就学機会を拡大し、安心して学業に専念できる環境を整備するため、大学生等への公的な給付型奨学金制度を創設すること

## 5 環境・エネルギー対策の推進

### (1) 地球温暖化防止対策の推進【経済産業省、環境省】

- ア) 「地球温暖化対策のための税」を活用した新たな削減技術の開発・実用化や設備導入等への支援拡充など温室効果ガス排出抑制対策を強化すること

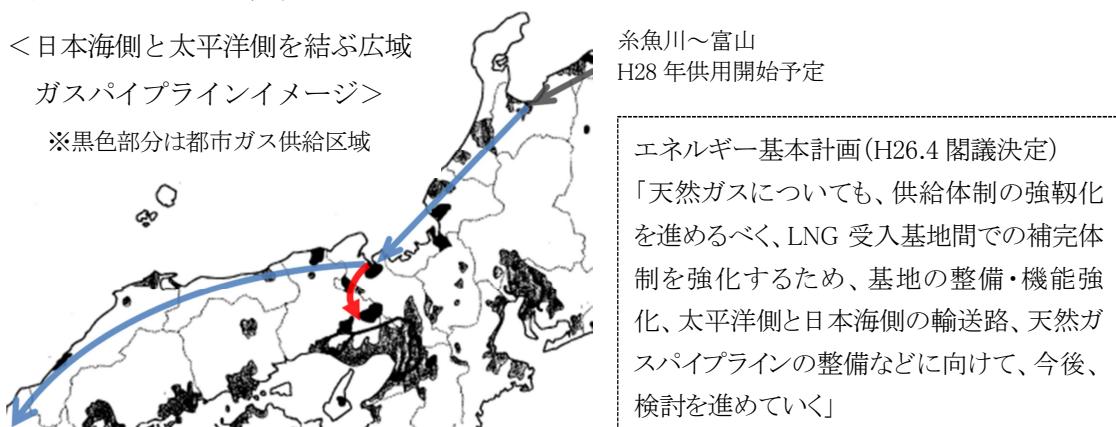
- イ) 再生可能エネルギーの一層の導入拡大に向け、電力会社管内全体の需給調整力の限界等により系統接続が困難となる事例が発生しているため、連系可能容量の拡大など需給調整力に係る強化方策の早期具体化を図ること

ウ) 石炭火力発電所の新增設等により大幅なCO<sub>2</sub>排出量の増加が懸念されることから事業者にCO<sub>2</sub>排出削減及び代替措置の実施を義務付けること

エ) 温暖化の目標達成に支障を来さないよう、現行では環境影響評価法の対象とならない石炭火力発電所の新增設や既設火力発電所の燃料転換（石油から石炭へ）についても、法対象に加えること

## (2) 広域ガスパイプラインの整備【経済産業省、国土交通省】

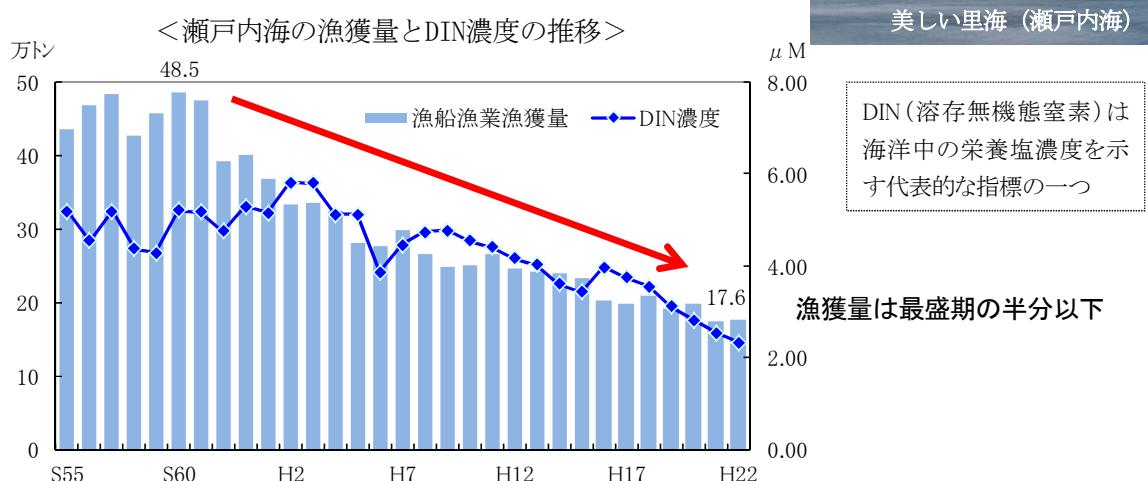
**新ア)** 産業基盤の強化と国土強靭化の観点から、日本海側の空白地帯をカバーし、京阪神地域のバックアップ等を担う富山～舞鶴～三田間の広域ガスパイプラインを国の整備方針に位置付けること



**新イ)** 広域ガスパイプライン整備に係る事業主体等の制度的枠組みや公的支援の方について早急に検討し、示すこと

## (3) 濑戸内海の豊かで美しい里海としての再生【農林水産省、国土交通省、環境省】

ア) 濑戸内海の水質改善や漁業生産量の減少に鑑み、水質総量規制制度の見直しや適切な栄養塩の供給に係る弾力的運用などを実施すること（水域の実情に応じた下水道など事業場排水の栄養塩濃度季節別管理等）



**【参考】水質総量規制制度の概要**

- ・水質汚濁防止法に基づく排水基準のみによっては、COD（化学的酸素要求量）等の環境基準達成が困難な閉鎖性海域を対象に海域に流入する汚濁負荷を総合的に削減する制度
- ・昭和54年以降5年ごと7次にわたり実施 [対象] COD、窒素、りん（窒素、りんは5次から）

イ) 海岸漂着・漂流物及び海底ごみの回収・処理事業に対する国の全額負担による恒久的な支援措置を制度化すること

**【参考】海岸漂着物等地域対策推進事業（H28国予算4億円）の概要**

[内 容] 海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業への支援  
[補助率] 地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施

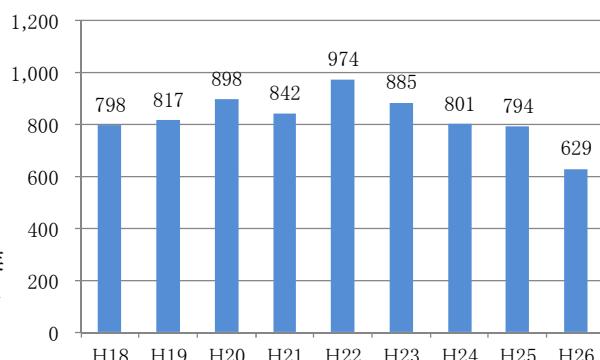
※H26年度までは基金事業として措置されていたが、H27年度から補助金化し、一部地方負担化

#### (4) 野生鳥獣被害対策等の推進

##### ①防護柵の設置等への支援拡大【総務省、農林水産省】

ア) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業の防護柵設置に係る予算を拡充するとともに被災防護柵復旧事業を補助対象に追加すること

<本県における野生動物による農林業被害額の推移(百万円)>



イ) シカ、イノシシによる農林業被害を減少させるための捕獲目標達成に向けた予算を拡充するとともに、市町の非常勤職員に限り対象とされている捕獲実施隊について、市町の委託等による有害捕獲班も補助対象に追加すること

##### ②野生動物による生活環境被害対策への支援【環境省】

市街地等に出没し、生活環境被害を引き起こすイノシシ等に対する被害対策として実施する、捕獲、追い払い、防護柵設置、餌付け防止の普及啓発等の取組に対する支援制度を創設すること



#### (5) PCB廃棄物適正処理の推進【環境省】

ア) PCB廃棄物の早期処理に向け、PCB廃棄物保有者への処理費用に対する財政支援を拡充するとともに、未届機器の掘り起し調査費用及び地方自治体が保有するPCB廃棄物の処理費用への財政支援措置を創設すること

イ) 法改正で規定が設けられた高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行について、財政負担を自治体に負わせることのないよう費用負担の仕組みを構築すること

項目	PCB廃棄物保管量			
	トランク類	コンデンサ類	安定器等	計
県計	271台	27,660台	149,376台	177,307台

※平成27年3月現在

## 6 交流基盤の整備

### (1) 関西都市圏のミッシングリンクの解消【国土交通省】

大阪湾ベイエリアに集積する産業・物流拠点の連携を強め、国際競争力を強化するとともに、国土のリダンダントを確保するため、下表の道路整備を推進し、関西都市圏の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

道路名	要望内容
大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）	早期整備に向けた直轄道路事業の予算確保及び有料道路事業の導入、直轄高規格幹線道路並の地方財政措置の導入
名神湾岸連絡線	計画段階評価の早期完了及び速やかな都市計画手続き着手
播磨臨海地域道路	計画段階評価の早期完了、早期完成に向けた国と県の役割分担による整備及び播但接続部への有料道路事業の導入検討
神戸西バイパス	整備促進に向けたH29年度からの有料道路事業の導入
新名神高速道路	適切な事故対応及びH28年度供用に向けた事業促進（部分供用も含めた早期供用）
中国横断自動車道姫路鳥取線	H32年度末に予定する供用の前倒し
東播磨道（北工区）	事業推進のための予算確保

#### 【参考】各道路の状況

- ・大阪湾岸道路西伸部：H28.4新規事業着手。コスト縮減の検討及び事業区分に関する調整を実施中
- ・名神湾岸連絡線：H25.8より計画段階評価開始。H27.7に2回目の近畿地方小委員会が開催され、ルート案を公表。H27秋、第2回アンケート・ヒアリング調査を実施
- ・播磨臨海地域道路：3回目の近畿地方小委員会（H28.5.9）にて「当面、都市計画・アクセスを進める区间」、「優先区间」が決定され、引き続き計画段階評価に着手
- ・神戸西バイパス：有料道路制度を取り入れた整備促進を国、NEXCO西日本、県、神戸市で検討中
- ・新名神高速道路：H28.4.22に有馬川橋梁の橋桁落下事故発生。国道176号は7月9日通行止解除
- ・中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨新宮IC～山崎JCT）：用地買収、工事を実施中
- ・東播磨道（北工区）：設計、用地測量、用地買収を実施中

### (2) 日本海国土軸のミッシングリンクの解消【国土交通省】

山陰海岸ジオパークをはじめとする広域観光交流圏の拡充・強化、国土のリダンダントを確保に資する日本海国土軸の形成に向け、下表の道路整備を推進し、日本海側の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

道路名	要望内容
<b>山陰近畿自動車道</b>	
浜坂道路（浜坂IC～余部IC）	H29年度供用に向けた予算確保
浜坂道路II（居組IC～浜坂IC）	H30年度新規事業着手に向けた調査推進のための予算確保
佐津IC～城崎温泉IC～県境	北近畿豊岡自動車道との接続を含めたルート・構造を検討する調査推進のための予算確保と技術的支援
<b>北近畿豊岡自動車道</b>	
八鹿日高道路（八鹿氷ノ山IC～日高IC）	H28年度供用に向けた事業促進
日高豊岡南道路（日高IC～豊岡南IC）	H30年度供用に向けた事業促進
豊岡道路（豊岡南IC～豊岡IC）	日高豊岡南道路と同時供用に向けた事業促進
豊岡IC～豊岡北IC	早期事業着手
豊岡北IC～城崎温泉IC	山陰近畿自動車道との接続を含めた直轄による調査着手

【各区間の進捗状況】

○山陰近畿自動車道（約120km、うち兵庫県内約49km）以下、西から順

※日本海側で唯一の高規格幹線道路網の空白地帯

- ・東浜居組道路（東浜IC～居組IC：3.5km、うち県内1.9km）：供用済
- ・浜坂道路Ⅱ（居組IC～浜坂IC：約6km）：調査中
- ・浜坂道路（浜坂IC～余部IC：9.8km）：工事中
- ・余部道路（余部IC～香住IC：5.3km）：供用済
- ・香住道路（香住IC～佐津IC：6.2km）：供用済
- ・佐津IC～京都府境（約20km）：調査中

○北近畿豊岡自動車道（約70km）以下、南から順

- ・春日和田山道路（春日IC～和田山IC：31.7km）：供用済
- ・和田山八鹿道路（和田山IC～八鹿氷ノ山IC：13.7km）：供用済
- ・八鹿日高道路、日高豊岡南道路（八鹿氷ノ山IC～豊岡南IC：15.8km）：工事中
- ・豊岡道路（豊岡南IC～豊岡IC：2.0km）：H28年度新規事業着手
- ・豊岡IC～豊岡北IC（5.1km）：都市計画決定済（H27.6.23）



### (3) 近畿圏高速道路の新たな料金体系の具体化【国土交通省】

平成29年度からの近畿圏高速道路の新たな料金体系については、利用しやすい料金にするとともに、未整備区間を早期に解消できる料金となるよう、地方の意見を十分に踏まえながら、着実に下記の検討を進めること

- i ) 大阪湾岸道路西伸部等の未整備区間を早期に解消できるような料金設定
- ii ) 有料道路制度を有効に活用するための料金徴収期間の延長
- iii ) 1区間料金の引下げ等、近畿圏の交通特性を踏まえた政策的料金の導入

### (4) 関西の航空需要等への的確な対応【国土交通省】

#### ①関空・伊丹空港の経営統合の効果を高める施策の推進

伊丹空港について、オウンユースに限定されている国際チャーター便の運航制限を緩和するとともに、国内長距離便枠を更に拡大すること

#### ②神戸空港を含む3空港一体運用の実現と神戸空港の運用制限の緩和

関西全体の航空需要の拡大に資する3空港一体運用の実現に向け、神戸空港の運用制限を下記により緩和すること

- i ) 発着枠（1日30便）の拡大
- ii ) 鉄道との接続など都市近接の優位性を活かした運用時間（7～22時）の延長
- iii ) オウンユースに限定されている国際チャーター便の運航制限の緩和
- iv ) 国際ビジネスジェットに係るC I Q体制の改善

#### ③但馬一羽田直行便の実現

全国でも首都圏との時間距離が長い地域の1つである但馬と首都圏とを結び、首都圏からの誘客や成田・羽田入りする外国人観光客を取り込むために有効な但馬一羽田直行便の実現に向け、下記の措置を講じること

- i ) 羽田発着枠に係る政策コンテストの再実施及び同枠の拡大

##### 【参考】羽田発着枠政策コンテストの概要

- ・増便を希望する地域とパートナーたる航空会社の今後の取組について、有識者懇談会（H25. 11）による評価を実施し、優秀と考えられた3路線（羽田=山形、鳥取、石見）に1枠ずつ配分
- ・H26夏ダイヤからH27冬ダイヤまでの2年間の取組とされていたが、有識者懇談会（H27. 12）の評価を踏まえて延長（H28年3月から山形3年、鳥取、石見2年）されている。

- ii ) 航空会社への運航の働きかけを行うこと

### III 地域自立の基盤づくり

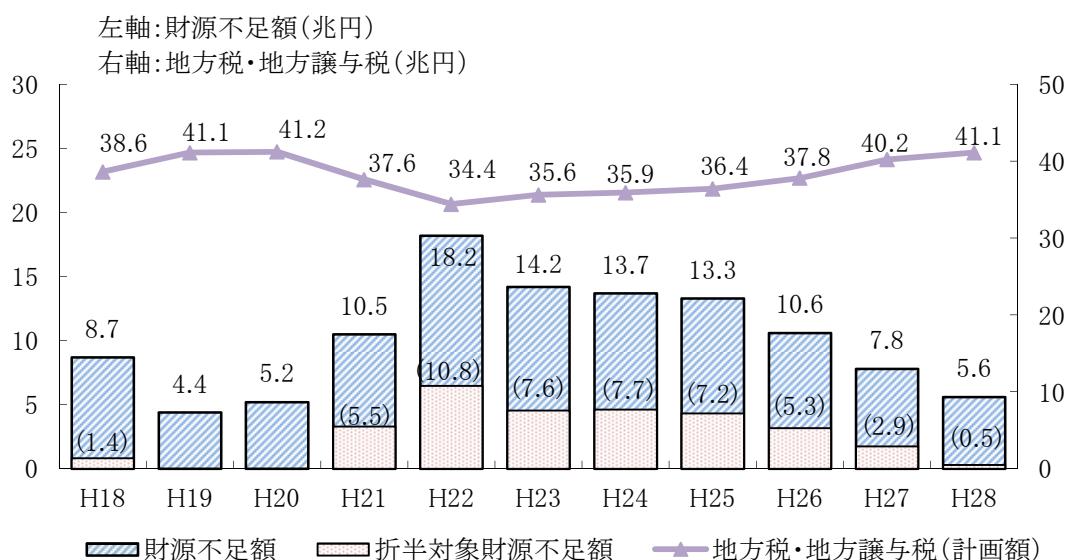
#### (1) 地方一般財源総額の充実確保等【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

##### ①地方財政需要の地方財政計画への的確な反映

ア) 不可避的に増加する社会保障関係費の確保や、経済雇用対策、防災・減災対策など喫緊の課題への機動的な対応など、地方の需要を地方財政計画に的確に反映させ、必要な地方財政規模、地方一般財源総額を確保すること

**新イ)** 折半対象財源不足解消後も、地方にはなお巨額の財源不足が生じているため、その解消を図ること

<地方財政収支の財源不足額の推移>



##### ②地方の自主的・主体的な取組への適切な措置

地方交付税は一定の行政サービスに必要な財源を保障するものであり、国の政策誘導による増減を行うべきものではない。地方の徴収努力や歳出削減努力を軽視するトップランナー方式による算定は見直すとともに、その拡大は慎むこと

#### (2) 地方税の偏在是正に向けた税制改革の実施【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

**新ア)** 28年度税制改正により、地方法人特別税等が廃止される一方、法人住民税法人税割の交付税原資化が拡充されたが、地方税の偏在是正には未だ不十分である。偏在性の少ない安定した地方税体系の構築に向け更なる税制改革を進めること

**イ)** 法人住民税法人税割の一部の交付税原資化に当たっては、偏在是正に活用する財源（不交付団体の減収分）相当額を確実に地方財政計画の歳出に計上し、交付税の算定においては、減額となる交付団体の留保財源に応じた配分を行うこと

**新ウ)** 法人事業税の一部を都道府県から市町村へ交付する法人事業税交付金については、本来行うべき法人事業税の偏在是正を行わず創設されたことから、むやみに拡大しないこと

**新エ) 法人事業税交付金の算定基礎に法人事業税超過課税分を含めることは都道府県の特別な需要に対応するため課税自主権行使するという趣旨に反することから、算定基礎から除外すること**

### (3) 地方税体系の充実強化【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

#### ①法人事業税の分割基準の見直し

法人事業税の分割基準が事業活動の実態をより適切に反映したものとなるよう、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や、本社管理部門の従業員数の割り落としなど、分割基準の見直しを検討すること

#### ②自動車税の堅持

自動車税は道路損傷負担金としての性格を有し、都道府県が道路の整備や維持等を行う財源となるものであることから、自動車の需要喚起や自動車ユーザーの負担軽減の観点から自動車税率の引下げを行わないこと

#### ③環境性能課税の創設等に伴う適切な財源措置

ア) 自動車税、軽自動車税の環境性能課税の創設に併せて行う燃費基準見直しに伴う減収が確実に補てんされるよう財源措置を行うこと。あわせて、環境性能課税の創設に伴う賦課徴収システムの改修に対し、適切な財源措置を講ずること

イ) 自動車重量税は、その約4割が譲与税として市町に配分されるなど市町の重要な財源であることから、見直しに際しては代替財源を確実に確保すること

<自動車重量税と自動車取得税（単位：億円）>

税目	全国			うち本県			備 考
	国	都道府県	市町村	県	市町		
自動車重量税 (国税)	6,476	3,850	—	2,626	97	—	97 収入額の約4割を国から市町村に交付
自動車取得税 (都道府県税)	1,075	—	293	782	50	14	36 約7割を県から市町村に交付
合計	7,551	3,850	293	3,408	147	14	133

※H28地方財政計画額、当初予算等をもとに算出(出典:総務省)

#### ④償却資産に係る固定資産税の堅持

ア) 企業活動は、土地・建物と機械設備（償却資産）を一体的に活用して行われる。償却資産に係る固定資産税は、このことに着目して課税される市町村の基幹税であり、市町の重要な財源であることから、現行制度を堅持すること

**新イ) 28年度税制改正で創設された、中小企業等が取得する機械・設備等に係る固定資産税の課税標準を2分の1に減額する特例措置について、固定資産税の持つ応益性の観点から当該特例措置の延長や拡大は慎重に検討すること**

<固定資産税（償却資産）の状況（単位：億円）>

税目	全 国		うち本県	
	都道府県	市町村	県	市町
固定資産税 (償却資産)	16,085	—	16,085	737

※H28地方財政計画等をもとに算出(出典:総務省)

## ⑤ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の維持管理、治水等の災害防止、ごみ処理・不法投棄、水質調査等の環境対策などゴルフ場特有の行政需要に対応するため必要な財源である。市町の貴重な財源であるゴルフ場利用税を堅持すること

<兵庫県における交付額上位団体>

県内順位	市町名	ゴルフ場利用税交付金 (単位:千円)
1	三木市	581,447
2	神戸市	415,410
3	加東市	354,879
4	宝塚市	187,241
5	西宮市	139,995

<兵庫県における交付金の割合が高い団体>

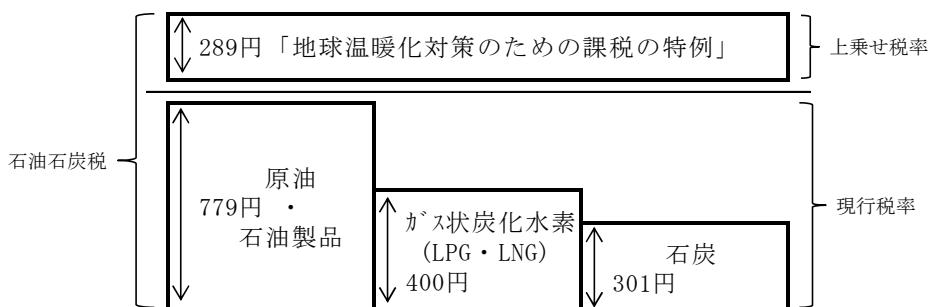
県内順位	市町名	ゴルフ場利用税交付金 (単位:千円)	地方税収入に対する割合
1	加東市	354,879	5.42%
2	三木市	581,447	5.23%
3	佐用町	42,473	1.95%
4	篠山市	98,200	1.91%
5	小野市	123,413	1.79%
県計		2,723,668	0.30%

※数値は平成 27 年度決算見込額

## ⑥地球温暖化対策のための地方財源の確保

ア) 「地球温暖化対策のための税」については、石油石炭税の税率上乗せ分の一部を地方の役割に応じた税財源として確保するとともに、税の使途に森林吸収源対策を新たに位置づけ、森林整備の推進に必要な財源として安定的に確保すること

<CO<sub>2</sub>排出量1トン当たりの税率>



税収:平成 28 年度見込み 2,623 億円

用途:省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源 CO<sub>2</sub>排出抑制の諸施策を着実に実施 (出典:環境省)

新イ) 森林整備等のための新たな税制等の検討にあたって、地方の基幹税である住民税の附加税として国税を課す方式は、国と地方の税源配分等の観点から不適当。附加税方式で検討する場合は、所得税等国税に附加すること

## ⑦消費税率の確実な引上げに向けた景気の底上げ

消費税及び地方消費税の税率10%の引上げについて、このたび31年10月への延期が表明されたが、社会保障関係費の増加に対応するためにも、税率10%への引上げは不可欠である。税率を確実に引き上げられる環境を整えるためにも、個人消費の手入れなど経済の底上げを図る対策を継続的に実施すること

## ⑧軽減税率制度導入に当たっての配慮

- ア) 消費税率の引上げに伴う軽減税率制度の導入に際しては、複数税率での適正な課税を維持できるよう、事業者や国民への十分な周知を図るとともに、インボイス制度の円滑な導入に向け万全な準備を行うこと
- イ) 軽減税率制度の導入に必要な安定的な恒久財源の確保は先送りされているが、消費税率引上げまでの間に代替税財源の確保などの方策を確実に講じること

## (4) 選挙期日と議員等の任期の「ずれ」を解消する特例法の制定【総務省】

**新** 阪神・淡路大震災の発生により平成7年の選挙期日を約2か月延期したことに起因し、本県と県内3市において、選挙があつてから議員等の任期が開始されるまでに約1か月半から2か月に及ぶ「ずれ」が生じている。この「ずれ」を解消するため、議員等の任期満了日を震災前の日に戻す特例法制定を実現すること

【参考】選挙期日と議員等の任期の「ずれ」の現状（平成27年）

兵庫県議会議員：統一地方選挙4/12 → 旧議員の任期満了6/10 任期開始まで60日

神戸市議会議員： 同上 → 同上

西宮市議会議員：統一地方選挙4/26 → 旧議員の任期満了6/10 任期開始まで46日

芦屋市議会議員： 同上 → 同上

芦屋市長： 同上 → 旧市長の任期満了6/10 任期開始まで46日